

内部共通事務システム開発業務委託 プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

内部共通事務システム開発業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

「内部共通事務システム開発業務委託」業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）
のとおり。

(3) 業務履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 契約上限価格

以下の契約上限価格を超過した場合は失格とする。なお、算出にあたっては別紙
「内部共通事務システム開発業務委託」費用積算表を用いて計算すること。

ア 契約上限価格

(ア) 開発費用

577,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(イ) 契約金額のうち、令和 7 年度に支払い可能額

155,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(ウ) 契約金額のうち、令和 8 年度に支払い可能額

422,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

(1) プロポーザルの参加資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 令和 6・7 年度豊橋市入札参加資格者名簿の業務種目が中分類：08 コンピューターサービス、小分類：01 システム開発について登録されていること。

イ 第三者機関の審査によるセキュリティ基準の認定として ISO/IEC 27001
（JISQ27001）を取得していること

ウ 過去 5 年間（令和 2～6 年度）に元請けにて、人口 30 万人以上の自治体における内部共通事務システム（財務会計、庶務管理、人事給与、文書管理、出退勤管理、及びこれらを統合管理する認証基盤の全て）を導入した実績を有する者であること。（実績については各システム個別、もしくは一括での導入実績でも可とする。）

(2) 本プロポーザルの公告の日から最優秀提案者特定までの間において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

イ 「豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領」による入札参加停止の期間

がないこと。

ウ 「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3 担当部局

所管課	豊橋市情報企画課（豊橋市役所西館 6 階）
郵便番号	440-8501
住所	豊橋市今橋町 1 番地
メールアドレス	joho@city.toyohashi.lg.jp
電話番号	0532-51-2080
F A X	0532-56-5119
担当者	丸山、菰田

4 参加意向申出書の提出及び提出期限

本プロポーザルへの参加を希望する者は、（様式 1）「プロポーザル参加意向申出書」を電子メールにて提出すること。

（1）添付書類

ア 会社概要及び参加資格確認（様式 2－1）

イ ISMS 認証の取得状況及びシステム導入実績（様式 2－2）

（2）提出先

3 担当部局と同じ

（3）提出方法

電子メールで提出すること。なお、提出した旨を電話連絡すること。

（4）提出期限

令和 7 年 5 月 28 日（水）正午必着

5 参加意向申出書に関する質問及び回答

参加意向申出書の提出に関する質問の受付及び回答については以下による。

（1）質問先

3 担当部局と同じ

(2) 質問期限

令和7年5月21日(水)正午まで

(3) 質問方法

質問書(様式3)により電子メールにて提出すること。質問対象となる資料名及び項番等を明記した上で、簡潔な質問内容とすること。

(4) 回答

令和7年5月23日(金)に、豊橋市総務部情報企画課ホームページに掲載する。
なお、回答については質問の有無に関わらず確認すること。

掲載ページ URL : <https://www.city.toyohashi.lg.jp/2572.htm>

6 提案資格の確認

提案資格の確認結果については、「提案資格確認結果通知書」により、令和7年5月30日(金)までに通知する。

7 提案書等の提出及び提出期限

(1) 提出書類

ア 提案書

「内部共通事務システム開発業務委託」提案書作成仕様書(以下「提案書作成仕様書」という。)のとおり。

イ プレゼンテーション動画

時間は30分以内とし、フォーマットはMPEG-4形式等、WindowsOSで一般的に再生可能なものとする。

(2) 提出先

3 担当部局と同じ

(3) 提出方法

電子メールで提出すること。提出書類のファイルサイズが大きくメール送付できない場合は、3 担当部局に連絡し、本市指定のファイル交換サービス(SmoothFile)にてデータを提出すること。なお、提出後は提出した旨を電話連絡すること。

(4) 提出期限

ア 提案書

令和7年6月18日(水)正午必着とする。提出期限後に到着した提案書は無効とする。

イ プレゼンテーション動画

令和7年7月18日(金)正午必着とする。提出期限後に到着した提案書は無効とする。

8 提出書類の取扱い

- (1) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。なお、本プロポーザルの契約候補者特定結果に関する公表及びその他市が必要と認めるときは、市は選定事業者の提案書等の全て、又は一部を無償で利用できるものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、「豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）」に基づき、同条例第12条第1項または第2項による意見書提出の提案及び提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルにおける最優秀提案者の特定以外の目的では使用しない。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (6) 提出書類について、本業務で必要な範囲において、複製できることとする。

9 提案にあたっての質問及び回答

提案に関する質問の受付及び回答については以下による。

- (1) 質問先
 - 3 担当部局と同じ
- (2) 質問期限
 - 令和7年6月6日（金）正午まで
- (3) 質問方法
 - 質問書（様式3）により電子メールにて提出すること。質問対象となる資料名及び項番等を明記した上で、簡潔な質問内容とすること。
- (4) 回答
 - 令和7年6月11日（水）までに参加資格が確認できた者全てに対し電子メールで回答する。

10 提案内容の評価及び最優秀提案者の特定

提出された提案書について、「内部共通事務システム開発業務委託 プロポーザル評価委員会」において、下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補書者として特定する。

- (1) 一次評価（機能、価格、提案）
 - ア 評価内容
 - 提案書評価、機能要件評価及び価格評価を行い、評価結果から二次評価対象者を決定する。
 - イ 結果通知
 - 令和7年7月7日（月）までに提案書の提出が確認できたすべてに対し、メールにて結果通知を行う。

ウ その他

書類評価に際し、不明な点が生じた場合には本市から個別質問をすることがある。

(2) 二次評価（プレゼンテーション動画及び質疑応答）

ア 評価内容

プレゼンテーション動画及び質疑応答から提案書評価の採点を再実施し、最優秀提案者を決定する。

イ 結果通知

令和7年8月8日(金)

ウ その他

本業務において受託者となった場合の業務担当者が主となり、プレゼンテーション動画の作成及び質疑応答を実施すること。

(3) 評価基準

「内部共通事務システム開発業務委託 提案書評価基準」(以下「評価基準」という。)による。

(4) 最も優秀な提案者の特定

ア 一次評価および二次評価の内容により総合的に評価し、最も優れている提案者を特定する。

イ 最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から最も優秀な提案者を特定する。

ウ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、評価の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は失格とする。

エ 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は次点の者から順に繰り上がるものとする。

(ア)「2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき

(イ) 提案資格または提案内容が無効となったとき

(ウ) その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

オ 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、機能要件評価点の評価が高い提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に評価委員の合議により優先者を決定する。

11 評価結果に関する事項

(1) 結果通知書

最も優秀な提案者として、特定又は特定しなかった旨を評価終了後速やかに提案者へ通知する。

(2) 非特定理由についての説明の請求

特定されなかった者は、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

(3) 非特定理由についての請求先

3 担当部局と同じ

(4) 非特定理由についての請求期間

通知をした日の翌日から起算して7日（土・日曜日、祝日・休日を含まない。）以内の午前9時から午後5時までとする。

(5) 非特定理由についての回答

非特定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して5日（土・日曜日、祝日・休日を含まない。）以内に書面により行う。

12 無効となる提案

(1) 参加資格を有しない者の提案

(2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

(3) 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

(4) 見積金額が契約上限価格を超える提案

(5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

13 契約の締結

(1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴取の相手方とする。

(2) 契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で協議し、確定するものとする。

(3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。

ア 「2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき

イ 提案資格または提案内容が無効となったとき

ウ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

14 その他

(1) 参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式4）を電子メールにより速やかに提出すること。

(2) 支払等に関する事項、契約の変更・解除に関する事項など、契約にあたっての重要な事項については、地方自治法、同施行令及び豊橋市契約規則等の定めるところとし、その詳細は契約時に定める。

(3) 採用された提案書に記載されている事項は、契約時の仕様書の原型になるもので

あるが、全ての提案事項について契約を保証するものではなく、提案書について本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、本市と提案者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

- (4) プロポーザルに係るすべての費用は、全て提案者の負担とする。
- (5) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は、認めないものとする。
- (6) 電子メール等の通信事故について、本市は一切の責任を負わないものとする。
- (7) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、豊橋市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (8) 業務仕様書、提案書作成仕様書及び評価基準に示す要件、構成等は主要項目であり、これに明記していない事項についても、本業務を遂行する上で当然備えるべき事項については要求内容に含まれるものとして提出書類を作成すること。
- (9) 提出書類には、提案者を識別でき得る情報（社名、ロゴ等）を含んではならない。
- (10) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

スケジュール（予定）

業 務	期 限
公告（ホームページ）	令和7年5月14日（水）
参加意向申出書に関する質問 受付期限	令和7年5月21日（水）正午
参加意向申出書に関する質問 への回答	令和7年5月23日（金）
参加意向申出書の提出期限	令和7年5月28日（水）正午
参加資格確認結果通知	令和7年5月30日（金）
提案書に関する質問受付期限	令和7年6月6日（金）正午
提案書に関する質問への回答	令和7年6月11日（水）
提案書提出期限	令和7年6月18日（水）正午
一次評価期間（機能要件ヒア リング）	令和7年6月23日（月）～ 令和7年7月2日（水）
一次評価結果通知	令和7年7月7日（月）
プレゼンテーション動画提出 期限	令和7年7月18日（金）正午
二次評価期間	令和7年7月22日（火）～ 令和7年8月1日（金）
提案書質疑応答	令和7年8月6日（水）
最優秀提案者決定通知	令和7年8月8日（金）